

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



2月号の掲載について、読者の方からお手紙を頂きました。ありがとうございます。

<2月号に掲載した記事>

Q、一般廃棄物処理業の許可を有している甲社、乙社がある。甲社には役員AとBがいるが、Bは乙社の役員も兼務している。次のうち正しくないのはどれか。

- (1) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
- (2) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
- (3) 役員Aが不法投棄で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となる。
- (4) 役員Aが不法投棄で罰金刑になった場合は、乙社は必ず許可取消となる。
- (5) 役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となるが、取り消した後Aを役員から外せば、翌日からでも再度許可申請ができる。

【解説】

「許可をしてはならない」と規定している条文である法第7条第5項第4号と、「許可を取り消さなければならない」と規定している条文である法第7条の4第1項各号が平成22年に改正された。これにより、廃棄物処理法の重大な違反である法第25条、法第26条、法第27条（他に暴力団対策法等）違反による取り消しでなければ、「連鎖」は起きなくなった。水質汚濁防止法は環境法令であることから役員が罰金以上となると、その役員が所属している法人は許可取消になる（これは連鎖ではない）。平成22年改正まではこれを理由に乙社も取り消し（取り消しを受けた法人甲社の役員Bが法人乙社の役員であるために）となったが、この改正で乙社の取り消しは起きない。

一方、(4)は罰金刑であるが、その違反は法第25条の不法投棄であることから、甲社はもちろん、取り消し法人の兼務役員がいる乙社も取り消しを受ける。

(5)は、平成22年改正により重罰以外は連鎖が起きない改正を行ったことから、条文の規定上このとおりの運用となることが環境省ホームページのQ&Aにも示されている。

正解(2)

<愛読者Mさん>

(公社)栃木県産業資源循環協会の「協会だより」で「BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！」を毎月届くのを楽しみにしながら拝見しています。

第167号の問題で取り上げている取消処分について選択肢の5「役員Aが水質汚濁防止法違反で罰金刑になった場合は、甲社は必ず許可取消となるが、取り消した後Aを役員から外せば、翌日からでも再度許可申請ができる。」は正しいとの説明がありましたので、BUNさんに質問させていただきます。

判断の根拠とされている環境省ホームページのQ&Aは

「Q1. 改正法の施行前に、法人の役員が、改正後は許可の取消しが連鎖しない軽微な欠格要件に該当し許可を取り消された場合において、改正法の施行後に当該法人は当該役員を除外すれば5年を待たずに許可を受けることはできますか。A1. できます。」

ではないかと思えます。

～廃棄物処理問題～

このQ&Aでは「改正法の施行前に」と前提条件が付けられているので連鎖取消を受けた場合について書かれていると推察し、このQを協会だよりに掲載の質問に当てはめると、乙社に対する取消処分について、B氏を役員から外せば乙社は5年を待たずに許可を受けることが「できます」と回答しているように思いますがいかがでしょうか。

役員Aの水濁法違反罰金刑で許可を取り消された法人甲社については、廃棄物処理法第7条第5項第4号ホに「取消しの日から5年を経過しない者」が欠格要件として明確に定められているので、A氏を役員から外しても「翌日からでも再度許可申請ができる。」は「正しくない」の選択肢になるのではと考えます。(申請手続きはできるとは思いますが設問の趣旨ではないと受け取ります。)

=====

BUNです。

結論から言いますと、「正しい」「前号の解説は間違っていない」です。

Mさんはお分かりになると思いますので、根拠条項を示しておきます。

「役員Aの水濁法違反罰金刑での許可を取消し」は第七条の四第一項第四号です。

「許可をしてはならない」は第七条第五項第四号イからルまで。Mさんも指摘している「ホ」はカッコ書きで「第四号にかかる部分を除く」とありますね。よって、ホには該当せず、他の「イからルまで」も該当する箇所が無いからです。「許可をしてはならない」該当条項が無い。よって、許可してもよい。となります。

Mさんは、相当、ご研究なさっている方で、また、過去の経緯もご存じの方と推察しました。

その方が、疑問を持たれたと言うことですので、改めて詳細に解説したいと思います。

回りくどくなりますが、この欠格要件は極めて複雑な条文の作りとなっていますので、興味のある方はお付き合い下さい。

まず、廃棄物処理法で廃棄物処理業の許可を取得している法人を会社Aとします。

なお、産業廃棄物処理業の許可取消等の条文は一般廃棄物処理業の規定を準用しているものがほとんどで、産業廃棄物の条文で行きますと、さらにワンクッション説明が必要になりますので、ここでは一般廃棄物処理業の条文で解説していきます。

会社Aの取締役の一人をXとします。

ケース1、Xが不法投棄の罪で罰金50万円が確定したとしましょう。

この「罰金50万円の罪」は廃棄物処理法第二十五条第一項第十四号が根拠となります。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

許可取消根拠条文が第七条の四第一項です。ちなみに、いわゆる欠格要件を規定した条文は第七条第五項第四号です。似たような条文なのでこれも紛らわしくなる要因の一つだと感じています。第七条の四第一項を「取消条項」、第七条第五項第四号を「欠格条項」とでも置き換えると少しはわかりやすいかも知れません。

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 第七条第五項第四号ハ若しくはニ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第七条第五項第四号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)

～廃棄物処理問題～

五号、六号略

五号、六号は今回の検討には直接関わりませんので略しましたが、これまでで一般廃棄物処理業許可が「必ず取り消される事由」は6つである、ということはおわかり頂けると思います。

では、まず、この一号を見ていきます。一号で引用している条文がこれです。

第七条第五項第四号ハ

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

これを今回関係する部分について挿入しBUNさん流簡略表現に加工します。なお、この「加工」の仕方が間違っていると思う方は、メールください。

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物の許可業者(個人経営なら経営者、法人経営なら法人そのもの)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一 ①(「ハ」の箇所)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。

②(「ニ」の箇所)廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(中略)の規定に違反し、又は刑法(中略)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者(廃棄物処理法の罰則第二十五条から第二十七条まで(中略)の規定により、(中略)、刑に処せられたことによる場合に限る。)又はその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当するに至つたとき。

③不正行為をするおそれのある人物(これは今回の検討には直接関わらないので以降省略します)

BUN: もっと簡略化すると次の通り。

①日本のあらゆる法律で拘禁刑以上の刑になって5年経っていない法人や個人経営者。

②廃棄物処理法や浄化槽法などの環境法令で罰金以上の刑。ただし、第二十五条から第二十七条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。(暴力団、刑法関係は今回の検討には直接関わらないので以降省略します)

「第二十五条から第二十七条までの規定」とは、廃棄物処理法で罰則の重い方から1. 2. 3で最高刑拘禁5年、3年、2年の違反です。(これを以降「重罰」と書くことがあります。)不法投棄や無許可は第二十五条に該当します。

ここまでは処理業許可を取得している個人経営者や法人そのものです。

今回の検討事例は「法人の役員Xの違反・罰」ですので、この一号にはあたりません。

では、次の第七条の四第二号を確認しましょう。

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至つたとき。

この「第七条第五項第四号リからルまで」が次の条文です。

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれ

～廃棄物処理問題～

かに該当するもの

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

「又」に「法人でその役員」とありますね。これがまさに今回検討している「法人Aの役員X」にあたります。(よって、以降「リ」と「ル」は今回の検討には直接関わらないので以降省略します)この役員Xが「イからチまでのいずれかに該当する者」で、法人Aに所属している場合は、法人Aの許可は「取り消さなければならない」に該当します。この条項が今回検討している事例に該当するとわかります。

ちなみに、「三 第七条第五項第四号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)」と「四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)」は後ほど見ていくこととしましょう。

「Xが不法投棄の罪で罰金50万円が確定」事例を確認しましょう。

罰則第25条で規定している罪(不法投棄)で罰金以上の刑に処せられた役員が、一般廃棄物処理業の許可を取得している法人の役員として存在している。

取消根拠条文は第七条の四第1項第二号(強調<二号>)であることがわかりました。

さて、それではこの人物が役員として居続けるケースと、役員から外して許可申請するケースを検証しましょう。

今度は、「許可を取り消さなければならない」条文では無く「許可条文」に移ります。これは第七条第一項から始まるのですが関係する第五項第四号を見て下さい。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ ～ル。

これは先ほど「取り消さなければならない」として引用している条文なのですが、この「又」が先ほども登場した「役員」について規定していましたね。

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
です。

この人物が廃棄物処理法違反で罰金以上の罪ですから「ニ」に該当しますね。

だから、この人物を役員から外さずに申請したら、まさにこの条項に抵触しますから許可要件に抵触しますから「許可されません」→不許可。

では、この人物を外したらどうでしょうか。

(この条文、後ほども登場しますので「これが注目のホ」と覚えておいて下さい)

ホ 第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号(第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。)であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。)

この「ホ」の結論をまず述べておきます。この「ホ」と第七条の四第一項の書きぶりにより、第七条の四の、1・2号で取り消された場合、処理業者(そのもの)と他の役員が欠格該当、3号で取り消された場合、処理業者(そのもの)は欠格になるが、他の役員は欠格にならない、4号で取り消された場合、処理業者(そのもの)も他の役員も欠格にならない。となります。

～廃棄物処理問題～

さて、まず注目はこの条文の次の箇所です。(産廃と浄化槽法部分を略しました)

第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

役員Xの不法投棄の罪で法人Aは取り消された。取消根拠条文は第七条の四第1項第二号(強調<二号>)でしたね。第四号ではありません。

「除く」ものには入っていません。よって、不法投棄の時はこの人物を外して申請しても許可されません。

ようやく、今回のご質問です。

会社Bの取締役の一人をYとします。

ケース2、Yが水質汚濁防止法違反の罪で罰金50万円が確定したとしましょう。

不法投棄時は許可の取消しの条文は、

第七条の四

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号ハ若しくは二(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

でしたね。しかし、これは「第二十五条から第二十七条まで」と限定していました。

水質汚濁防止法違反は廃棄物処理法違反ではありませんから、この条項には該当しません。

該当するのは第四号で次の条文です。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)

「イからトまで」が、個人経営者と法人そのものが対象。「リからルまで」が法人の役員や代理人が対象でしたね。ところが、ここで「前三号に該当する場合を除く」とあります。

「前三号」の一号が、本人、法人そのものの廃棄物処理法での罰金刑以上(重罰)。

二号が、役員や代理人の廃棄物処理法での罰金刑以上(重罰)。三号が、役員や代理人に許可を取り消されて欠格に該当した者がいる場合の取消です。

役員Yの水質汚濁防止法罰金刑は、前3号のいずれにも該当しません。したがって、役員Yの水質汚濁防止法罰金刑での取消は第七条の四第一項第四号(強調<四号>)に該当します。

この法人が新たに許可申請したときですが、もし、この水質汚濁防止法で罰金刑になった役員Yをそのまま役員に在籍させているときは、「第七条第五項四号ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの」なので許可されません。

しかし、この人物を外すと申請時点ではこの条項には該当しませんね。

不法投棄の時に該当した「これが注目のホ」、「その取消の日から五年を経過しない者」でしたが、役員の「水質汚濁防止法罰金刑での取消」は第七条の四第一項第四号(強調<四号>)ですね。(取消条項四号)

第七条第五項第四号(欠格条項)のその他の条項「申請者が次のいずれにも該当しないこと。イ〜ル。」に該当する条項もありません。

したがって、機関誌前号で記載したとおり「役員の水質汚濁防止法罰金刑での取消の時は、この役員を外せば許可申請可能」ということなのです。

質問者の平成22年改正時の「Q&Aでは「改正法の施行前に」と「できます。」という回答」は、質問者がなさっている解釈では無く、環境省の「できます。」という意図としては次のようなことかと思えます。

法律改正前は、軽微な違反(罰則28条以下や他の環境法令等)でも連鎖取消が規定されていたが、改正前に連鎖で取り消されてしまっている法人は、改正以降は当該役員を除外すれば5年を待たずに許可を受けることはできますか、という経過措置的なケースについての回答だと思われます。

それにしても、この許可条項と欠格条項は、まさにマトリョーシカをメビウスの輪で繋いだような構成です。法改正時にも話題になりましたが、もう少し素人でもわかる日本語にしていだけないものかと思えます。